

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【公表番号】特表2006-519574(P2006-519574A)

【公表日】平成18年8月24日(2006.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2006-033

【出願番号】特願2006-508882(P2006-508882)

【国際特許分類】

H 0 4 Q 1/06 (2006.01)

H 0 1 R 13/514 (2006.01)

H 0 5 K 1/14 (2006.01)

【F I】

H 0 4 Q 1/06

H 0 1 R 13/514

H 0 5 K 1/14 F

H 0 5 K 1/14 D

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月14日(2007.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体と、ワイヤとの接続を可能にするために露出している複数の接点と、を含む通信モジュールであって、接点の少なくともいくつかを前記通信モジュールの他の接点に接続するための接続デバイスをさらに含み、前記接続デバイスは前記筐体に部分的に收容され、前記筐体外へ少なくとも部分的に延びる通信モジュール。

【請求項2】

前記筐体外の接続デバイスの延長部分が筐体と類似の大きさである、請求項1に記載の通信モジュール。

【請求項3】

前記接続デバイスが印刷回路基板である、請求項1に記載の通信モジュール。

【請求項4】

前記筐体が少なくとも1つの開口部を後面に有し、この開口部から前記接続デバイスが延びる、請求項1に記載の通信モジュール。

【請求項5】

第2筐体と組み合わせて、前記第2筐体の前側に前記通信モジュールが取り付けられ、そして前記第2筐体に前記接続デバイス(24)が少なくとも部分的に收容される、請求項1に記載の通信モジュール。

【請求項6】

前記第2筐体が、ADSLモジュールや、SDSLモジュールや、ISDNモジュールや、アナログモジュールや、モデム等の少なくとも1つの2次モジュールを含む、請求項5に記載の通信モジュール。

【請求項7】

前記第2筐体が通信の分野で配線ポイントのキャリアに取り付け可能である、請求項5に記載の通信モジュール。

【請求項 8】

前記第 2 筐体が背面取り付け枠として設計される、請求項 5 に記載の通信モジュール。